（証券コード）7330
（発信日）2023年６月12日
（電子提供措置の開始日）2023年６月５日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
レオス・キャピタルワークス株式会社
代表取締役 会長兼社長　藤野　英人

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.rheos.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、「第20期定時株主総会」からご確認くださいますようお願い申し上げます。）

なお、**当日のご出席に代えて、書面（郵送）により議決権を行使することができます**ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本書面とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、**2023年６月26日（月）　17時15分までに到着**するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会につきましては、いわゆる「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」とし、WEB会議システム「Zoom」を利用して議決権行使およびご質問等が可能な「バーチャル出席」もご用意しております。株主の皆様におかれましては、是非バーチャル出席をご利用いただきますようお願い申し上げます。バーチャル出席の詳細につきましては、別紙記載の「バーチャル出席のご案内」をご覧ください。
なお、バーチャル株主総会の開催の準備には万全を期してまいる所存ではございますが、当日万が一通信障害等が発生し、議決権行使等ができない場合も考えられます。株主の皆様におかれましては、お手数ながら**上記の書面（郵送）による議決権の行使を強くご推奨申し上げます。**

敬具

記

１．開催日時　2023年６月27日（火）午前10時

２．開催場所　東京都千代田区丸の内一丁目１１番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内　27階会議室

３．会議の目的事項

報告事項

1. 第20期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第20期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役９名選任の件
第４号議案	監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について賛の表示があったものとして取り扱います。

以　上

（お願い）

◎　当日ご来場いただいた際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の当社ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎　株主総会ご出席者のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。

事　業　報　告

（　自　2022年4月1日
　至　2023年3月31日　）

1．企業集団の概況

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

2022年度の日経平均株価は上値の重い展開で始まりました。欧米を中心にインフレが後退する兆しは見られず金利は一段と上昇し、欧米中銀がタカ派姿勢を強める一方で日銀は金融緩和姿勢を継続したため、中銀政策の違いから為替市場では急速に円安進行しました。日銀のハト派姿勢や円安基調がポジティブ視された影響で日本株は欧米株に対してはアウトパフォームする局面が目立ちましたが、株式市場自体はインフレ高進を背景に冴えない展開が続きました。６月に入ると、欧米マクロ指標やインフレ指標の下振れが目立ち始めたほか、景気減速懸念から原油も軟調となってインフレのピークアウト期待が高まり金利高が一服したことで、株式市場は反発し、日経平均株価は８月半ばに１月以来となる29,000円を回復しました。しかし、再び欧米のインフレ指標が強い結果となり金利はすぐに反発し、株安の展開に戻りました。世界的な金利上昇と共に為替市場ではドル買いが進行したことから、９月に財務省は円買い介入を行いましたが効果は限定的で、10月に米ドル/円は152円と24年ぶりの水準まで円安進行しました。英国の大幅減税発表による財政不安も加わって欧州でも金利が急騰、株売りは10月頭まで続き、米国の主要株価指数は年初来安値を更新していきました。その後、英国が減税計画を撤回したことに加え、FRBメンバーからはハト派コメントも出始めて金利がようやく上げ止まり、株売りは一服しました。そして、11月半ばに発表された米国CPIは予想以上に鈍化してインフレのピークアウト期待が再燃したことで株式市場は底堅い動きを見せます。しかし11月後半に入ると、米国の冴えないマクロ指標が相次いだことや、中国でのコロナ感染拡大を背景にした景気減速懸念が株式市場の重石となりました。更には、12月20日に行われた日銀の金融政策決定会合では、長期金利の変動許容幅を従来の±0.25%から±0.5%に変更と実質的な利上げを決定したことで、円高と共に日本株は売り込まれ、年が明けた１月４日には終値ベースでの年度来安値を更新しました。それでもその後は欧米を中心としたインフレのピークアウト期待や景気の急速な落ち込み回避の期待、中国コロナ懸念の後退などを背景に世界的に株高基調となりました。日銀の政策修正懸念も徐々に落ち着き、３月に入ると日経平均株価は８月以来の高値水準を回復しましたが、米国中堅銀行のシリコンバレー銀行発の信用不安を背景に株買いの流れは続かず、年度末の日経平均株価は28,041.48円と前年度比＋0.8%の小幅高となりました。一年を通すと概ね3,000円の狭いレンジ内での動意に欠ける展開に終始し、実に２年以上に渡って小動き商状が続いています。

※日経平均株価に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。

一方で、投資信託協会が公表する「投資信託概況」によれば、株式投信の当連結会計年度末の純資産総額は、前連結会計年度末から2.2%増の152兆2,321億円、株式投信（除ＥＴＦ）の当連結会計年度末の純資産総額は、前連結会計年度末から2.1%増の88兆9,358億円となりました。

このような市場環境において、当社の運用戦略である「守りながらふやす運用」を心がけつつ、オンライン・対面を問わず、様々なセミナーを中心に数多くのお客様とのリレーションを深めていったことや、2021年１月に開設したYouTubeチャンネル『お金のまなびば！』でお金や投資について幅広く発信し、チャンネル登録者数を21.5万人まで伸ばす等、幅広い層への「ひふみ」ブランドの認知度向上を目指して積極的に広告宣伝投資を行いましたが、投資マインドの冷え込みにより新規顧客の獲得に苦戦したため、直接販売する「ひふみ投信」、「ひふみワールド」および「ひふみらいと」のいずれかを保有する顧客数は当連結会計年度末には62,402名となり、前連結会計年度末の63,777名から1,375名の減少となりました。

また、引き続き、当社の経営理念と運用哲学に共感していただける販売パートナー開拓を継続し、「ひふみプラス」および「ひふみワールド＋（プラス）」に加え、2021年３月から運用を開始した「まるごとひふみ」（まるごとひふみ15、まるごとひふみ50、まるごとひふみ100の総称。以下同じ）の販売網拡大に努め、間接販売である「ひふみ」シ

リーズの当連結会計年度末の取扱い社数は延べ 257 社（「まるごとひふみ」についてはいずれかを取り扱う販売パートナーを１社と数えています）となりました。

この結果、当連結会計年度の投資信託の純流入額（設定額から解約額を控除した金額）は304億円となって当連結会計年度末における運用資産残高は、前事業年度末から3.3%増の１兆1,443億円となり、営業収益は前期比＋1.9%の9,660百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、新たな人員の採用による人件費の増加や『お金のまなびば！』などの動画制作による減価償却費の増加等により前期比＋6.9%の8,049百万円となり、営業利益は前期比△17.5%の1,610百万円、為替差益などの営業外収益の計上により経常利益は前期比△17.4%の1,625百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比△16.6%の1,087百万円となりました。なお、当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は427百万円であり、主なものは、WEB動画が230百万円、投資信託WEBサービスのソフトウエア投資164百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

期別 区分	第17期 2020年３月期	第18期 2021年３月期	第19期 2022年３月期	第20期 （当連結会計年度） 2023年３月期
営業収益（千円）	－	－	9,479,565	9,660,236
経常利益（千円）	－	－	1,969,300	1,625,878
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	－	－	1,303,859	1,087,476
１株当たり当期純利益	－	－	108円50銭	90円50銭
総資産（千円）	－	－	8,557,954	8,704,790
純資産（千円）	－	－	5,095,759	6,094,144
１株当たり純資産額	－	－	416円28銭	474円39銭

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）および「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用して算出しています。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第19期の期首から適用しております。

３．第19期より連結計算書類を作成しておりますので、第18期以前の状況は記載しておりません。

②当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第17期 2020年３月期	第18期 2021年３月期	第19期 2022年３月期	第20期 （当事業年度） 2023年３月期
営業収益（千円）	6,099,860	6,783,951	9,479,565	9,660,236
経常利益（千円）	1,452,213	1,265,997	2,013,419	1,709,655
当期純利益（千円）	962,485	849,267	1,346,763	1,149,000
１株当たり当期純利益	80円10銭	70円67銭	112円08銭	95円62銭
総資産（千円）	6,801,855	8,239,316	8,502,458	8,399,434
純資産（千円）	3,401,876	3,962,745	5,045,143	5,797,596
１株当たり純資産額	283円10銭	329円77銭	419円85銭	482円47銭

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）および「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用して算出しています。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第19期の期首から適用しており、第18期の期首に当該会計基準を遡って適用した場合の営業収益は、6,732,910千円となり、経常利益および当期純利益への影響はありません。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 （千円）	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容	当社との事業上の関係
ＳＢＩホールディングス株式会社	139,272,106	51.3% (51.3%)	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	－
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社	100,000	51.3%	金融サービス事業における３大コア事業（証券・銀行・保険）間のシナジー拡大に向けた各種施策の実施	－

（注）１．当社の親会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であり、ＳＢＩホールディングス株式会社も当社の親会社に該当しております。

２．当社に対する議決権比率欄の（ ）内は間接所有割合で、内数で記載しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の議決権比率	主要な事業内容
レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	70,000	100.0%	投資事業組合財産の管理及び運用

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況　該当事項はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

① 新規投資家層の拡大と運用資産残高の獲得

当社グループは、国内外投資家の資金を受託し運用する投資運用業を主たる業務としていることから、運用資産残高が当社グループの重要な収益の源泉であります。

独立系の資産運用会社（ファンドマネージャーに親会社等から派遣された役職員が存在せず、投資判断も自社独自

で行う資産運用会社をいいます。以下同じ）として当社グループは、顧客本位のサービスや顧客の安定的な資産形成に資する商品の提供等、独自性と一貫性をもった営業活動を継続的に行いながら国内における顧客基盤と販売チャネルを構築してまいりましたが、その顧客基盤は必ずしも磐石とは言えず、新規顧客の獲得と既存顧客からの追加運用資産の獲得、また既存顧客からの資金流出を防ぐためのサービスの拡充が重要な課題であると認識しております。顧客との積極的なコミュニケーションを通じた金融・投資に関するリテラシーの向上に貢献しつつ、運用資産残高の安定的成長を目指していく方針です。

また、国外顧客基盤に関しても、投資家・投資家候補との更なるコミュニケーションの強化を図り、これらの課題に対処していく方針です。

② 内部管理体制の強化

現在、当社グループの内部管理体制は、小規模体制に適応したものとなっております。今後の事業拡大を見据え、業務運営の効率化、金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させ内部管理体制の強化に努めることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針です。

③ 優秀な人材の確保と社内育成

当社グループが国内外の顧客に提供する投資サービスは投資に関する専門的知識はもとより、豊富かつ多様な業務経験や知識の裏付けがあって初めて提供できるものです。当社グループには、株式投資の分野で長年活躍してきた経験豊富な人材が複数所属しており、当社グループの業務において中心的な役割を担う優秀な人材の厚みは、現在の当社グループの大きな強みであると考えております。

今後においても、継続的に質の高いサービスを提供していくために、十分な経験を積んだ専門性の高い人材を確保する他、未経験であっても有望な若手を採用し、社内において教育を行うことにより、優秀な人材を継続的に育成していくことが当社グループの重要な課題であると認識しております。

④ ブランド構築および維持

当社グループが運用する投資信託のブランド価値の向上は、新たな運用資産の獲得につながり、国内外の優良な成長企業に更なる投資を行うことで、結果としてお客様の資産形成に寄与することになります。また、当社グループのブランド価値の向上は、優秀な人材の確保にもつながることから、当社グループが更に成長していくうえで重要な課題であると認識しております。

⑤ 事業ポートフォリオの拡大

現在当社グループが運用する投資信託は、国内外の株式を中心に一部債券にも投資しております。当社グループの理念に合致し、投資家の方にとって魅力的な商品は容易に開発できるものではありませんが、運用する投資信託の特性が偏ってしまうことは、事業リスクの面から見て当社グループの課題であると考えています。投資文化の浸透をより進めるにあたっても、新商品の開発の可能性を常に考えながら事業に取り組んでいきます。

また、投信投資顧問事業だけでなく、経営理念の実現のため、他の事業領域への事業ポートフォリオ拡大を進めることにも取り組んでいきます。

⑥ 新技術への対応

資産運用業界では、現在、AI の活用をはじめ、様々な技術革新が起きております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、技術革新の動向を把握するとともに、新たな技術やサービスの活用のトライアルを行うなど、その活用可能性を積極的に模索していくことが必要であると認識しております。

⑦ 資金調達手段の拡充

当社は投資信託の直接販売を行っており、直販顧客管理システムの機能の追加や拡充のためのシステム更改費用や、直接販売の投資信託の申し込みの増加に対応するための顧客分別金信託の設定などに資金が必要となります。現在では、手元資金や、取引銀行からの借入にて対応しておりますが、金利上昇など不測の事態に備え、間接金融以外の柔軟な資金調達手段を確保する必要があると認識しております。

(5) 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

事業区分	事業内容
投信投資顧問事業	投資信託委託業務、投資顧問業務（投資一任契約に係る業務）

(6) 主要な営業所

① 当社（2023年３月31日現在）

本社	東京都千代田区

（注）ひふみ東北センターおよびひふみ九州センターは2022年９月30日付で閉鎖いたしました。

② 子会社（2023年３月31日現在）

レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区
ＲｈｅｏｓＣＰ１号ＧＰ有限責任事業組合	東京都千代田区
ＲｈｅｏｓＣＰ１号投資事業有限責任組合	東京都千代田区

(7) 使用人の状況（2023年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
118（18）名	13名増（2名減）	39.3歳	3.8年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員及び社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務役員、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は含まれておりません。臨時雇用者数については、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
116（18）名	13名増（2名減）	40.2歳	4.4年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員及び社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務役員、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は含まれておりません。臨時雇用者数については、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項（2023年３月31日現在）

当社は2023年３月22日付で株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2023年４月25日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

２．会社の概況

(1) 株式の状況

① 会社の発行可能株式総数　　48,000,000株

② 発行済株式の総数　　12,016,600株

③ 当事業年度末の株主数　　11名

④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社	6,161,700	51.28
株式会社ＩＳホールディングス	3,051,000	25.39
遠藤　昭二	1,427,300	11.88
藤野　英人	540,000	4.49
湯淺　光裕	420,500	3.50
遠藤　美樹	180,000	1.50
株式会社３Ａ	179,500	1.49
岩田　次郎	54,000	0.45
上神田　恵子	1,500	0.01
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,000	0.01

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2023年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	藤 野 英 人	最高投資責任者 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　取締役 Vixion株式会社　取締役 株式会社スカイマティクス　取締役 株式会社polarewon　取締役 みらいターボ株式会社　代表取締役社長
代表取締役副社長	湯 淺 光 裕	－

常務取締役	岩田次郎	－
常務取締役	白水美樹	L’atelier du sol株式会社　代表取締役
取締役	髙村正人	SBIホールディングス株式会社　代表取締役副社長 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社　代表取締役社長 株式会社SBI証券　代表取締役社長 株式会社SBIネオモバイル証券　代表取締役社長 株式会社SBIネオトレード証券　取締役会長
取締役	藤本隆	－
取締役	中村　利江	エムスリー株式会社　取締役 エムスリーソリューションズ株式会社　代表取締役 アイチケット株式会社　代表取締役 株式会社キトプランニング　代表取締役
取締役	垣内俊哉	株式会社ミライロ　代表取締役
常勤監査役	加賀谷達之助	公益財団法人大林財団監事
常勤監査役	髙見秀三	－
監査役	安田和弘	堀総合法律事務所 公益財団法人渋沢栄一記念財団監事
監査役	和田耕児	株式会社プロ・スタッフ・ソリューションズ　代表取締役 プレミアムイノベーション株式会社　監査役

（注）１．取締役藤本隆氏、取締役中村利江氏、取締役垣内俊哉氏は、会社法第２条15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役加賀谷達之助氏、常勤監査役髙見秀三氏、監査役安田和宏氏および和田耕児氏は、会社法第２条16号に定める社外監査役であります。
３．常勤監査役加賀谷達之助氏および監査役和田耕児氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役安田和弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．白水美樹の戸籍上の氏名は、遠藤美樹であります。
６．中村利江の戸籍上の氏名は、西村利江であります。

② 責任限定契約の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の過誤、義務違反等を理由に保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区　分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の種類別の総額（千円）			報酬等の総額（千円）	親会社等または当該親会社等の子会社等からの役員報酬等
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	7名 （3名）	270,566 (17,307)	－ (－)	－ (－)	270,566 (17,307)	－ (－)
監査役 （うち社外監査役）	4名 （4名）	31,131 (31,131)	－ (－)	－ (－)	31,131 (31,131)	－ (－)
計 （うち社外役員）	11名 （7名）	301,697 (48,438)	－ (－)	－ (－)	301,697 (48,438)	－ (－)

（注）1．2018年6月28日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬額は1事業年度あたり6億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含めない。）と決議いただいております。

2．2004年6月22日開催の第1期定時株主総会において、監査役の報酬額は1事業年度あたり5千万円以内と決議いただいております。

3．上記報酬等の額には、取締役4名に対する当事業年度に係る取締役賞与給付予定額11,566千円が含まれております。

4．当事業年度における取締役の人数は、8名でありますが、無支給者がいるため支給人数と相違しております。

5．使用人兼務取締役はおりませんため、使用人分給与は支給しておりません。

6．当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。

7．当社は、非金銭報酬等を支給しておりません。

ロ．　取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2018年6月28日の第15期定時株主総会において、取締役の報酬総額を年額6億円以内とする決議を行っております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の報酬については、2004年6月22日の第1期定時株主総会において、監査役の報酬総額を年額5千万円以内とする決議を行っております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

ハ．　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

該当事項はありません。

ニ．　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2022年6月27日の臨時取締役会において、取締役会は藤野英人代表取締役会長兼社長に対し、各取締役の個人別の報酬等を株主総会で承認された報酬限度額の年額の範囲内で決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うことについて適していると判断したためであります。また、委任された内容の決定にあたっては、藤野英人代表取締役会長兼社長と主要株主との間で事前協議することとし、妥当性に大きな問題がないかの確認を行っております。

なお、2022年6月に報酬諮問委員会を設置しており、今後、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などを決定するに当たっては、取締役会が事前に報酬諮問委員会にその内容を委任または諮問することを予定しております。

⑤　その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ．　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役中村利江氏は、株式会社キトプランニング代表取締役、エムスリー株式会社取締役、エムスリーソリューションズ株式会社代表取締役、アイチケット株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

・常勤社外監査役加賀谷達之助氏は、公益財団法人大林財団監事であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

・社外監査役安田和弘氏は、堀総合法律事務所所属弁護士および公益財団法人渋沢栄一記念財団監事であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

・社外監査役和田耕児氏は、株式会社プロ・スタッフ・ソリューションズ代表取締役およびプレミアムイノベーション株式会社監査役であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

ロ．　当事業年度における社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	取締役会 出欠状況	監査役会 出欠状況	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	藤　本　隆	23 回中 23 回	―	取締役会・経営陣から独立した立場で当社の経営全体を俯瞰し、本質的なリスクや課題を把握したうえでの助言・提言等のほか、金融業界における幅広い経験と豊富な知識を有しており、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
取　締　役	中 村 利 江	23 回中 22 回	―	取締役会・経営陣から独立した立場で当社の経営全体を俯瞰し、本質的なリスクや課題を把握したうえでの助言・提言等のほか、インターネットビジネスにおける幅広い経験と豊富な知識を有しており、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
取　締　役	垣内　俊哉	19 回中 19 回	－	取締役会・経営陣から独立した立場で当社の経営全体を俯瞰し、本質的なリスクや課題を把握したうえでの助言・提言等のほか、障害者インクルージョンに関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
常 勤 監 査 役	加賀谷達之助	23 回中 23 回	14 回中 14 回	公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において当社が抱える会計・財務上のリスク対応等について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行う他、常勤監査役として主要な会議への出席や各部へのヒアリング等を通じ、当社の経営上の課題やリスクを把握したうえで、当社の経営、職務執行の監査・監督を行っております。

				また会計監査人との定期的な面談や当社の内部監査部門との連携により、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。
監　査　役	髙見 秀三	19回中 19回	10回中 10回	金融業界における幅広い経験と豊富な知識に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行っております。 また会計監査人との定期的な面談等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。
監　査　役	安田和弘	23回中 23回	14回中 14回	弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行っております。 また会計監査人との定期的な面談等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。
監　査　役	和田耕児	23回中 23回	14回中 13回	公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において当社が抱える会計・財務上のリスク対応等について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行っております。 また会計監査人との定期的な面談等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。

(注) 1．取締役垣内俊哉氏は、前年の定時株主総会（2022年6月27日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

2．監査役髙見秀三氏は、前年の定時株主総会（2022年6月27日開催）において新たに監査役に選任されましたので、取締役会、監査役会の開催回数が異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　東陽監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名　　称	支 払 額（千円）
当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の報酬等の額	25,000
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合や、監査役会が会計監査人による当社に対する効率的かつ適切な監査が期待できないと認めた場合、または監査役会が会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第１項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

イ．受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た金額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

ロ．委嘱者の行為がイ．の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、すみやかに受嘱者に結果を通知するものとする。

３．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針およびSBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。

ロ．原則として毎月１回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外取締役によるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

ハ.　取締役会の決議によりＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を選任し、ＣＣＯの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、取締役および使用人全体の教育等を行い、法令および諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。

ニ.　内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用等から成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会および監査役会に報告する。

ホ.　内部窓口を常勤監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を取締役および使用人が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を取締役および使用人に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ.　取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録に記載または記録し、取締役会議事録、株主総会議事録等として保存・管理する。

ロ.　取締役および監査役は、社内規程にしたがいイ．の記録を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.　リスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。

ロ.　自然災害、人為的暴力および情報システムの停止等による経営危機に対しては、危機管理規程をあらかじめ定め、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。

ハ.　内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長および取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.　取締役会は中期経営計画等経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程および業務分掌規程を定める。

ロ.　取締役会は原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行う。

ハ.　社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ.　支配株主グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行う。

ロ.　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保のため、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、各社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役、使用人及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「子会社の役職員等」という。）から、その職務執行に係る事項についての事前協議または報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、資料の閲覧、監査等を行うことができるものとする。

ハ.　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のリスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。

（ⅱ）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

ニ.　子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）子会社においても、取締役会は経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び業務分掌規程を定める。

（ⅱ）子会社においても、取締役会は原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行う。

（ⅲ）子会社においても、社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

ホ.　子会社の役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）子会社の役職員等が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及びSBI グループ・コンプライアンス行動規範を定める。

（ⅱ） 子会社においても、原則として毎月 1 回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、監査役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

（ⅲ）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のＣＣＯの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、子会社の役職員等全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。

（ⅳ）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

（ⅴ）子会社においても、内部窓口を監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を子会社の役職員等が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を子会社の役職員等に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の役職員等に周知する。

ヘ.　子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ.　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに対応する。当該使用人の選定および管理の方法は、監査役の同意を得る。

ロ.　イ.により選定された使用人は、監査役の命令にしたがいその職務を遂行する。

ハ.　当該使用人の任命、異動、人事考課等は、監査役の同意を得る。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

イ.　監査役は取締役会等の重要会議に出席して取締役および使用人から業務報告を受け、必要に応じてその基礎資料を徴求する。また、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。

ロ.　取締役および使用人は、次の事項を知った時には、すみやかに監査役に報告する。

（ⅰ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

（ⅱ）内部監査およびリスク管理に関する重要な事項

（ⅲ）重大なコンプライアンス違反事項

（ⅳ）外部からのクレームでリスク管理に関する重要な事項

（ⅴ）その他コンプライアンスに係る重要な事項

ハ.　監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に対して周知する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.　監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営上の課題および問題点の情報共有を行う。

ロ.　監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、内部監査部門および会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

ハ.　監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ.　財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準にしたがって業務遂行にともなうすべての取引を正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態および経営成績に関し真実明瞭なる報告を行う。

ロ.　代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、取締役会に結果報告を行うとともに、改善等が必要となった場合はすみやかにその対策を講じるものとする。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、警察等関係機関とも連携して、一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

⑵ 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①　当社の取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則毎月１回の取締役会を開催（当事業年度中は、臨時取締役会を含め23回開催）し、取締役の職務執行の監督および法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。また、３名の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

② コンプライアンスおよびリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス基本方針」を定めております。当事業年度においては、「コンプライアンス基本方針」を遵守するとともに、コンプライアンス意識の向上と法令違反の防止等を図るため、「コンプライアンス・プログラム」を制定・推進し、当社役職員に入社時および定期的にコンプライアンス研修を行い、社内規程等の制定、改正等を実施いたしました。

内部監査につきましては、「内部監査規程」に基づく監査計画にしたがい、当社の監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するとともに取締役会にも報告しております。

③ 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役４名により構成され、原則として月１回開催しております。

当事業年度において、監査役会は14回開催され、当社の監査に関する重要な事項について監査役相互による意見交換をしております。また、監査役は、取締役会、本部長会議、幹部会議、投資政策委員会等の重要な会議に出席することと、定期的に代表取締役社長、内部監査室および会計監査人と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当につきましては、経営の最重要課題としてとらえ、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に応じて期末配当として年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第１項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、株主総会または取締役会としております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,737,696**	**流動負債**	**2,432,750**
現金及び預金	2,103,583	預り金	225,727
顧客分別金信託	1,500,000	未払金	119,080
営業投資有価証券	218,722	未払費用	1,561,345
貯蔵品	8,671	未払法人税等	155,966
前払費用	88,024	未払消費税等	100,867
未収委託者報酬	3,725,272	賞与引当金	199,333
未収投資顧問報酬	52,165	役員賞与引当金	11,566
その他	41,255	その他	58,863
固定資産	**967,094**	**固定負債**	**177,895**
有形固定資産	238,236	退職給付に係る負債	92,009
建物	87,588	資産除去債務	85,886
器具及び備品	150,647	**負債合計**	**2,610,645**
無形固定資産	381,765	(純資産の部)	
ソフトウエア	345,057	**株主資本**	**5,700,529**
その他	36,708	資本金	100,000
投資その他の資産	347,092	資本剰余金	407,370
投資有価証券	1,664	利益剰余金	5,193,158
長期前払費用	1,662	**非支配株主持分**	**393,614**
繰延税金資産	158,073		
敷金	174,438		
その他	11,253	**純資産合計**	**6,094,144**
資産合計	**8,704,790**	**負債・純資産合計**	**8,704,790**

連結損益計算書

（自　2022年4月1日　　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		
委託者報酬	9,477,843	
投資顧問報酬	182,392	**9,660,236**
営業費用		
支払手数料	3,844,837	
調査費	694,924	
通信費	34,446	
営業雑経費	80,100	**4,654,310**
一般管理費		**3,394,939**
営業利益		**1,610,986**
営業外収益		
受取利息及び配当金	48	
為替差益	8,289	
講演、原稿料等収入	6,437	
広告料収入	4,909	
配分金収入	6,339	
その他	1,040	**27,065**
営業外費用		
支払利息	207	
上場関連費用	11,085	
その他	880	**12,173**
経常利益		**1,625,878**
税金等調整前当期純利益		**1,625,878**
法人税、住民税及び事業税	525,425	
法人税等調整額	35,520	**560,945**
当期純利益		**1,064,933**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△ 22,543**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,087,476**

連結株主資本等変動計算書

自　2022年4月　1日
至　2023年3月31日

（単位：千円）

	株主資本				非支配株主持分	純資産合計
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	400,010	4,502,230	5,002,240	93,518	5,095,759
当期変動額						
剰余金の配当			△ 396,547	△ 396,547		△ 396,547
親会社株主に帰属する当期純利益			1,087,476	1,087,476		1,087,476
連結子会社の増資による持分の増減		7,360		7,360		7,360
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				－	300,095	300,095
当期変動額合計	－	7,360	690,928	698,289	300,095	998,385
当期末残高	100,000	407,370	5,193,158	5,700,529	393,614	6,094,144

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（１）　連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　３社

② 連結子会社の名称　　レオス・キャピタルパートナーズ株式会社
RheosCP１号GP有限責任事業組合
RheosCP１号投資事業有限責任組合

（２）　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（３）　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、決算日が１月31日である、RheosCP１号投資事業有限責任組合を除き、いずれも３月31日であります。なお、RheosCP１号投資事業有限責任組合については、１月31日決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っております。

（４）　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方式

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法（営業投資有価証券を含む。）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合出資金については、当該組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

②　重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物　　８～15年

器具及び備品　２～15年

(ハ) 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　重要な引当金の計上基準

(イ)賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(イ) 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資

信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

（ロ）投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回、もしくは毎月受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（ハ）成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

⑤ その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（イ）退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（ロ）重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更

連結貸借対照表関係

前連結事業年度まで固定資産の「建物付属設備」で表示していた科目を、「建物」に変更しております。この科目変更は明瞭性を高める観点から行ったものであり、前連結事業年度の「建物付属設備」の金額に変更はありません。

前連結事業年度まで固定資産の「工具、器具及び備品」で表示していた科目を、「器具及び備品」に変更しております。この科目変更は明瞭性を高める観点から行ったものであり、前連結事業年度の「工具、器具及び備品」の金額に変更はありません。

４．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（１）　繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　158,073千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実

な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2） 営業投資有価証券評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 218,722 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券については、取得時の投資先企業の将来の成長による超過収益力を反映した取得価額をもって計上しておりますが、投資先企業の事業が計画通りに進捗せずに取得時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理を実施しております。減損処理を実施していない営業投資有価証券については、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、取得時の超過収益力を反映した実質価額に著しい下落はないと判断しております。見積りに用いた投資先の事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下した場合には減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 757,877 千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,016,600 株

（2）配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種　類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2022 年6月 27 日定時株主総会	普通株式	396,547 千円	33 円	2022 年3月 31 日	2022 年6月 28 日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2023 年6月 27 日開催の第 20 回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

(イ) 配当金の総額 330,456 千円

(ロ) 1株当たり配当額 27.50 円

(ハ) 基準日 2023 年3月 31 日

(ニ) 効力発生日 2023 年6月 28 日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7．金融商品に関する注記

（1） 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

未収投資顧問報酬に係る顧客の信用リスクは、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

（2） 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2) を参照)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	174,438	162,636	△11,801
資産計	174,438	162,636	△11,801

(注1) 現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	218,722
投資事業組合出資金	1,664

(注1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 投資事業有限責任組合出資金ついては、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（3） 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	162,636	－	162,636
資 産 計	－	162,636	－	162,636

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．収益認識に関する注記

（１）　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
残高報酬	9,659,991　千円
その他	245
合計	9,660,236

（２）収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）　１株当たり純資産額　　474円39銭

（２）　１株当たり当期純利益金額　　90円50銭

10．重要な後発事象に関する注記

一般募集による新株式の発行

当社グループは、2023年４月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年３月22日及び2023年４月７日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年４月24日に払込が完了いたしました。

①　募集方法　　：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②　発行する株式の種類及び数　　：普通株式　357,700株

③　発行価格　　：１株につき　1,300円

一般募集はこの価格にて行いました。

④　引受価額　　：１株につき　1,196円

この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤　払込金額　　：１株につき　　935円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年４月７日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥　資本組入額　　：１株につき　　598円

⑦　発行価格の総額　　：465,010千円

⑧　払込金額の総額　　：334,449千円

⑨　資本組入額の総額　　：213,904千円

⑩　払込期日　　：2023年４月24日

⑪　資金の使途　　：(1)システム投資

(2)運転資金

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	85,468 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	417 千円
見積りの変更による減少額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
期末残高	85,886 千円

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年５月18日

レオス・キャピタルワークス株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宝金　正典
指定社員 業務執行社員	公認会計士	水戸　信之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南泉　充秀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、レオス・キャピタルワークス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年３月22日及び2023年４月７日開催の取締役会において一般募集による募集株式発行を決議し、2023年４月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関す

る重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,174,168**	**流動負債**	**2,423,943**
現金及び預金	1,754,446	預り金	225,727
顧客分別金信託	1,500,000	未払金	117,714
貯蔵品	8,671	未払費用	1,557,748
前払費用	87,356	未払法人税等	155,676
未収委託者報酬	3,725,272	未払消費税等	100,817
未収投資顧問報酬	52,165	賞与引当金	195,829
その他	46,255	役員賞与引当金	11,566
固定資産	**1,225,265**	その他	58,863
有形固定資産	238,236	**固定負債**	**177,895**
建物	87,588	退職給付引当金	92,009
器具及び備品	150,647	資産除去債務	85,886
無形固定資産	381,452	**負債合計**	**2,601,838**
商標権	4,709	(純資産の部)	
ソフトウエア	344,743	**株主資本**	**5,797,596**
その他	31,999	資本金	100,000
投資その他の資産	605,577	資本剰余金	400,010
投資有価証券	1,664	資本準備金	100,000
関係会社株式	230,000	その他資本剰余金	300,010
関係会社出資金	28,484	利益剰余金	5,297,586
長期前払費用	1,662	利益準備金	1,345
繰延税金資産	158,073	その他利益剰余金	5,296,240
敷金	174,438	繰越利益剰余金	5,296,240
その他	11,253	**純資産合計**	**5,797,596**
資産合計	**8,399,434**	**負債・純資産合計**	**8,399,434**

損 益 計 算 書

（自　2022年4月1日　　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		
委託者報酬	9,477,843	
投資顧問報酬	182,392	**9,660,236**
営業費用		
支払手数料	3,844,837	
調査費	694,085	
通信費	34,439	
営業雑経費	80,100	**4,653,462**
一般管理費		**3,318,406**
営業利益		**1,688,366**
営業外収益		
受取利息及び配当金	773	
為替差益	8,289	
講演、原稿料等収入	6,279	
広告料収入	4,909	
配分金収入	6,339	
経営管理料	7,554	
その他	692	**34,839**
営業外費用		
支払利息	207	
上場関連費用	11,085	
投資事業組合損	1,438	
その他	820	**13,550**
経常利益		**1,709,655**
税引前当期純利益		**1,709,655**
法人税、住民税及び事業税	525,135	
法人税等調整額	35,520	**560,655**
当期純利益		**1,149,000**

株主資本等変動計算書

自　2022年4月 1日
至　2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	4,543,788
当期変動額						
剰余金の配当						△ 396,547
当期純利益						1,149,000
当期変動額合計	－	－	－	－	－	752,452
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	5,296,240

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	4,545,133	5,045,143	5,045,143
当期変動額			
剰余金の配当	△ 396,547	△ 396,547	△ 396,547
当期純利益	1,149,000	1,149,000	1,149,000
当期変動額合計	752,452	752,452	752,452
当期末残高	5,297,586	5,797,596	5,797,596

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）　有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合出資金については、当該組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

（２）　棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

（３）　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	８～15 年
器具及び備品	２～15 年

②　無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（４）　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（５）　引当金の計上基準

①　賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

②　役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（6） 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

① 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

② 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回、もしくは毎月受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

２．会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度まで固定資産の「建物付属設備」で表示していた科目を、「建物」に変更しております。この科目変更は明瞭性を高める観点から行ったものであり、前事業年度の「建物付属設備」の金額に変更はありません。

前事業年度まで固定資産の「工具、器具及び備品」で表示していた科目を、「器具及び備品」に変更しております。この科目変更は明瞭性を高める観点から行ったものであり、前事業年度の「工具、器具及び備品」の金額に変更はありません。

４．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（1） 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　158,073 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2） 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 230,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式については、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

実質価額の評価や回復する見込みについては、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表等に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額 757,877千円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 5,047千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外による取引高 8,281千円

7．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金の損金算入超過額	59,962 千円
退職給付引当金の損金算入超過額	28,173 千円
未払費用否認	16,516 千円
一括償却資産否認	1,614 千円
役員賞与引当金否認	3,541 千円
未払事業所税否認	1,358 千円
未払事業税等否認	15,801 千円
資産除去債務否認	26,298 千円
繰延資産償却否認	17,776 千円
その他	101 千円
繰延税金資産 計	171,146 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 13,072 千円
繰延税金負債 計	△ 13,072 千円
繰延税金資産の純額	158,073 千円

（2）決算日後における法人税額の税率の変更

2023年4月の株式上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになります。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.59%から30.62%となり

ます。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額が 20,494 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8． 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

（1） ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（2） オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	173,031 千円
1年超	266,335 千円
合計	439,366 千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

（1） 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の回収	50,000	－	－
				経営管理（注1）	7,554	未収入金	713
				増資の引受（注2）	100,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 経営管理料は、業務の内容等を勘案し、取引条件を決定しています。

（注2） 1株につき 10,000 円で引き受けたものであります。

（2） 兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社ＳＢＩ証券	－	当社投資信託の募集及び販売ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払	652,721	未払費用	309,932

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

11. １株当たり情報に関する注記

（１） １株当たり純資産額　　482円47銭

（２） １株当たり当期純利益金額　　95円62銭

12. 重要な後発事象に関する注記

一般募集による新株式の発行

当社は、2023年４月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年３月22日及び2023年４月７日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年４月24日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　357,700株

③ 発行価格　：１株につき　1,300円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額　：１株につき　1,196円

この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額　：１株につき　935円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年４月７日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額　：１株につき　598円

⑦ 発行価格の総額　：465,010千円

⑧ 払込金額の総額　：334,449千円

⑨ 資本組入額の総額　：213,904千円

⑩ 払込期日　：2023年４月24日

⑪ 資金の使途　：(1)システム投資

(2)運転資金

13. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	85,468千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	417千円
見積りの変更による減少額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
期末残高	85,886千円

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年５月18日

レオス・キャピタルワークス株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宝金　正典
指定社員 業務執行社員	公認会計士	水戸　信之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南泉　充秀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、レオス・キャピタルワークス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年３月22日及び2023年４月７日開催の取締役会において一般募集による募集株式発行を決議し、2023年４月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計

算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和５年５月 22 日

レオス・キャピタルワークス株式会社　監査役会

常勤社外監査役　　加賀谷　達之助　㊞

常勤社外監査役　　髙 見　 秀 三　㊞

社外監査役　　安 田　 和 弘　㊞

社外監査役　　和 田　 耕 児　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき 27 円 50 銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は 330,456,500 円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023 年６月 28 日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、当社がこれまで培った企業文化や経営理念を大切にしながらも、SBI グループが有するブランドイメージや認知度の高さを生かして「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上を図ることを幅広い方々に認識いただくため、商号を「レオス・キャピタルワークス株式会社」から「SBI レオスひふみ株式会社」に変更いたしたく、次のとおり当社定款を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は 2024 年４月１日とし、経過措置として附則を定めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号）	第１条（商号）
当会社は、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文では RHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示する。	当会社は、SBI レオスひふみ株式会社と称し、英文では SBI RHEOS HIFUMI Inc.と表示する。

現行定款	変更案
（新設）	附則
（新設）	（商号変更に関する経過措置） 定款第１条（商号）の変更は、2024年４月１日から効力を生ずるものとする。但し、2024年３月31日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとする。当会社は、定款第１条（商号）の規定にかかわらず、効力発生日の前日までは、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文ではRHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示するものとする。 ２　本附則は定款 第１条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。

第３号議案　　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、社外取締役３名を含む、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社株式の数 （注）13.
1	藤野（ふじの）　英人（ひでと） （1966年８月29日生） 【再任】 （注）１.	1990年４月	野村投資顧問株式会社（現　野村アセットマネジメント株式会社）入社	540,000株
		1996年10月	ジャーディン・フレミング投信・投資顧問（現　JPモルガン・アセット・マネジメント）ファンドマネージャー	
		2000年２月	ゴールドマン・サックス・アセットマネジメント株式会社 ポートフォリオ・マネージャー	
		2003年８月	レオス株式会社（現 当社） 入社	
		2003年９月	当社　代表取締役社長	
		2009年２月	当社　社長付CIO	
		2009年９月	当社　CIO　兼　ひふみ投信運用責任者	
		2009年10月	当社　取締役CIO	
		2015年10月	当社　代表取締役社長 最高投資責任者	
		2020年６月	当社　代表取締役 会長兼社長 最高投資責任者（現任）	
		2021年２月	みらいターボ株式会社　代表取締役社長（現任）	
		2021年３月	ViXion株式会社　取締役（現任）	
		2021年４月	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　取締役（現任）	
		2021年７月	株式会社スカイマティクス　取締役（現任）	
		2022年４月	株式会社polarewon　取締役（現任）	

			（取締役候補者とした理由） 藤野英人氏は、当社の創業メンバーであり、中小型・成長株の運用経験も長く、ファンドマネージャーとして豊富なキャリアを持ち、投資信託「ひふみ」シリーズ最高投資責任者であります。また、一般社団法人投資信託協会の理事を務める等、投資啓発活動にも注力しております。当社の事業成長の実績等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	
2	湯淺（ゆあさ） 光裕（みつひろ） （1965年1月7日生） 【再任】 （注）1.	1990年10月 2000年10月 2003年4月 2003年8月 2015年10月 2020年6月 2021年4月	ロスチャイルドアセットマネジメント（ジャパン）入社 ガートモアアセットマネジメント（現 ジャスナ・ヘンダーソン・インベスターズ）入社 レオス株式会社（現 当社）代表取締役社長 当社　取締役運用部長 当社　取締役運用本部長 当社　代表取締役副社長 運用本部長 当社　代表取締役副社長（現任） （取締役候補者とした理由） 湯淺光裕氏は、当社の創業メンバーであり、国内外の資産運用業界についての理解が深く、新興企業・成長企業への調査・投資経験、ロング・ショート戦略に代表されるヘッジファンド運用経験が長く、ファンドマネージャーとして豊富なキャリアを持っております。当社の事業成長の実績等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	420,500株
3	岩田（いわた） 次郎（じろう） （1962年7月2日生） 【再任】 （注）1.	1986年4月 2004年1月 2004年6月 2005年5月 2008年1月 2008年4月 2009年2月 2009年4月 2011年6月 2015年10月 2020年6月	東芝システム開発株式会社（現 東芝デジタルソリューションズ株式会社）入社 株式会社アイアンドエーエス 入社 同社　取締役事業部長 株式会社新日本通商（現 株式会社外為オンライン）取締役外国為替事業部長 同社　内部監査室長 株式会社ISホールディングス経営企画室長 株式会社FXプロ　代表取締役 株式会社外為オンライン　コンプライアンス部長 当社　代表取締役社長 株式会社ISホールディングス　常務取締役 株式会社アイアンドエーエス　代表取締役社長 当社　取締役管理本部長 当社　常務取締役管理本部長（現任） （取締役候補者とした理由） 岩田次郎氏は、株式会社アイアンドエーエスで国内の金融商品取引事業者へのシステムコンサルテーションを展開したほか、株式会社外為オンラインの創業メンバーとしてITを駆使した金融サービス事業の成長等の実績があり、2009年以降は当社の代表取締役および取締役として当社の事業成長に貢献する等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な	54,000株

			企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	
4	白水（しらみず） 美樹（みき） （遠藤 美樹） （1967年6月8日生） 【再任】 （注）1. （注）3.	1990年4月 1996年2月 1999年3月 2006年10月 2008年5月 2009年2月 2015年10月 2020年6月 2020年11月 2021年2月	第一證券株式会社 入社 ソニー生命保険株式会社 入社 DLJ directSFC証券（現楽天証券株式会社）入社カスタマーサービス部 同社 経営企画部 当社 入社 マーケティング部 部長 当社 取締役マーケティング部長 当社 取締役営業本部長 当社 常務取締役営業本部長 当社 常務取締役総合企画本部長（現任） L‘atelier du sol株式会社 代表取締役（現任） （取締役候補者とした理由） 白水美樹氏は、インターネット証券業務に長く携わり業界への理解が深く、2009年の取締役就任後も営業およびマーケティングの観点から当社の事業成長に貢献する等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	180,000株
5	中路（なかみち） 武志（たけし） （1970年12月7日生） 【新任】 （注）1. （注）7.	2001年4月 2005年5月 2008年3月 2008年6月 2010年6月 2011年3月 2012年3月 2014年6月 2014年6月 2015年4月 2016年7月 2020年6月 2022年2月	ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIホールディングス株式会社） 入社 SBIインベストメント株式会社 入社 SBIインキュベーション株式会社 取締役 SBI-HIKARI P.E.株式会社 取締役 SBIモーゲージ株式会社（現 アルヒ株式会社）監査役 SBIインベストメント株式会社 執行役員 同社 取締役執行役員 同社 取締役執行役員常務 SBIライフリビング株式会社（現 株式会社ウェイブダッシュ）取締役 SBIインベストメント株式会社 取締役執行役員副社長（現任） SBI Ventures Two株式会社 代表取締役（現任） SBI-HIKARI P.E.株式会社 代表取締役（現任） SBI地方創生支援株式会社 代表取締役（現任） （取締役候補者とした理由） 中路武志氏は、SBIインベストメント株式会社における長年のベンチャーキャピタル業務、特にファンド管理業務において豊富な経験を有し、ファンド組成から清算までの管理業務全般に精通しております。また、SBIグループの複数の会社の取締役を歴任し、管理体制やコンプライアンス体制の強化に従事するなど豊富な経験を有しており、当社においても持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を取締役候補者といたしました。	－株
6	朝倉（あさくら） 智也（ともや） （1966年3月16日生） 【新任】 （注）5.	1989年4月 1990年1月 1995年6月 1998年11月	株式会社北海道拓殖銀行 入行 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 モーニングスター株式会社（現SBIグローバルアセットマネジ	－株

	（注）６． （注）９．		メント株式会社）入社 2000年３月 同社　取締役 2004年７月 同社　代表取締役社長 2005年12月 同社　代表取締役執行役員COO 2007年６月 SBIホールディングス株式会社　取締役執行役員 2009年５月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社（現ウエルスアドバイザー株式会社）代表取締役社長（現任） 2011年４月 SBIアセットマネジメント株式会社　取締役（現任） 2011年10月 イー・アドバイザー株式会社（現ウエルスアドバイザー株式会社）代表取締役社長 2012年６月 SBIホールディングス株式会社　取締役執行役員常務 2012年７月 モーニングスター株式会社（現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）　代表取締役執行役員社長（現任） 2013年６月 SBIホールディングス株式会社　取締役執行役員専務 2015年11月 SBIエナジー株式会社　取締役（現任） 2016年２月 SBIエステートファイナンス株式会社　取締役（現任） 2017年６月 SBIインシュアランスグループ株式会社　取締役（現任） 2018年３月 SBI CoVenture Asset Management株式会社（現SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社）　取締役（現任） 2018年６月 SBIホールディングス株式会社　専務取締役 2019年２月 Carret Holdings Inc.　Director（現任） 2019年２月 SBI地域事業承継投資株式会社　取締役（現任） 2019年３月 マネータップ株式会社　取締役 2019年６月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（現SBIアセットマネジメントグループ株式会社）　取締役（現任） 2020年６月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社　取締役（現任） 2021年12月 住信SBIネット銀行株式会社　取締役（現任） 2022年７月 SBIホールディングス株式会社　取締役副社長（現任） 2023年１月 岡三アセットマネジメント株式会社　取締役（現任） （取締役候補者とした理由） 朝倉智也氏は、2004年７月からモーニングスター株式会社（現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）の代表取締役を務めるなど、投資運用業の成長等の実績が多数あり、投資信託ほか金融商品に関する深い見識や豊富な経験を有しております。また、SBIホールディングスグループの要職を歴任するなど、経営者としても幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社においても持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を取締役候補者といたしました。	
7	中村（なかむら） 利江（りえ） （西村 利江） （1964年12月16日生） 【再任】 【社外】 【独立】 （注）１． （注）２．	1988年４月 1998年１月 2001年３月 2001年７月 2002年１月 2009年11月 2009年12月 2010年６月 2010年６月	株式会社リクルート 入社 株式会社ハークスレイ 入社 株式会社キトプランニング　代表取締役（現任） 夢の街創造委員会株式会社（現 株式会社出前館）取締役 同社　代表取締役社長 同社　代表取締役会長 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　CHRO（最高人事責任者） 同社　取締役 株式会社富士山マガジンサービス　取締役	－株

	(注)４. (注)10.	2011年３月 2011年11月 2012年11月 2020年６月 2021年４月 2021年８月 2022年３月 2022年６月	株式会社オプト(現 株式会社デジタルホールディングス)取締役 夢の街創造委員会株式会社（現 株式会社出前館）取締役会長 同社　代表取締役社長 同社　代表取締役会長 株式会社日本M&Aセンター 専務執行役員 CCO 当社　取締役（現任） エムスリーソリューションズ株式会社 代表取締役社長（現任） エムスリー株式会社　取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 中村利江氏は、企業経営に関する豊富な経験、知見を当社の経営に活かしていただき、経営全般に対する助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって１年10か月となります。	
8	垣内（かきうち） 俊哉（としや） (1989年４月14日生) 【再任】 【社外】 【独立】 (注)１. (注)２. (注)11.	2009年５月 2010年６月 2022年６月	Value Added Network 創業 株式会社ミライロ　代表取締役社長（現任） 当社　取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 垣内俊哉氏は、企業経営に関する豊富な経験、知見、障害者インクルージョンの取組みのご経験を当社の経営に活かしていただき、経営全般に対する助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。	－株
9	佐藤（さとう） 明（あきら） (1965年３月17日生) 【新任】 【社外】 【独立】 (注)１. (注)２. (注)８. (注)12.	1987年４月 2001年５月 2004年６月 2005年12月 2007年２月 2009年１月 2012年11月 2015年10月 2020年10月	野村證券株式会社入社 株式会社バリュークリエイト設立　代表取締役 当社　監査役 富士製薬工業株式会社　監査役 当社　取締役 コモンズ投信株式会社　取締役 株式会社ソケッツ　取締役 株式会社ワイワイミュージック　代表取締役（現任） 株式会社06GOGO　代表取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 佐藤明氏は、金融に関する見識を生かしていただくため2004年６月より 2009 年２月まで当社の監査役および取締役に就任しておりました。そのほか、資産運用会社の取締役を歴任するなど、投資運用業や企業経営に関する豊富な経験、知見を当社の経営に活かしていただき、経営全般に対する助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を社外取締役候補者といたしました。	－株

（注）１．　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．　中村利江氏、垣内俊哉氏および佐藤明氏は、社外取締役候補者であります。なお、中村利江氏、垣内俊哉氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。佐藤明氏の選任が承認された場合、独立役員への就任をお願いする予定です。

３．　白水美樹氏の戸籍上の氏名は、遠藤美樹であります。

４．　中村利江氏の戸籍上の氏名は、西村利江であります。

５．　朝倉智也氏は、現在、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の取締役副社長であります。

６．　朝倉智也氏は、非業務執行取締役候補者となります。

７．　中路武志氏は、現在就任している役職について、2023年６月26日までに全て退任予定であります。

８．　佐藤明氏は、過去に当社の非業務執行役員（監査役および社外取締役）であったことがあります。

９．　朝倉智也氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。

10.　中村利江氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。本議案において中村利江氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

11.　垣内俊哉氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。本議案において垣内俊哉氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

12.　佐藤明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。

13.　各候補者が所有する当社株式の数は、当期末（2023年３月31日）現在の株式数を記載しております。

14.　当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填するものです。当該保険契約の保険期間は2023年12月25日までとなっておりますため、本議案において各取締役候補者が再任された場合には引き続き、または選任された場合は新たに、当該保険契約の被保険者となる予定です。

第４号議案　　監査役１名選任の件

加賀谷達之助氏は、2023 年 6 月 30 日をもって監査役を辞任されるため、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数 （注）３．
髙橋（たかはし）　修（おさむ） （1960 年３月 17 日生） 【新任】 （注）１． （注）２．	1983 年４月 2003 年４月 2004 年４月 2006 年２月 2006 年６月 2007 年６月 2008 年７月 2008 年８月 2009 年６月 2010 年５月 2013 年４月 2015 年７月 2016 年４月	黒田電気株式会社 入社 同社　企画室長 同社　経営戦略室シニアマネージャー イー・レヴォリューション株式会社入社　経営管理部長 同社　取締役経営管理部長 株式会社リヴァンプ 入社　ディレクター 当社　入社 管理部長 当社　執行役員管理部長兼経営企画室長 当社　執行役員管理部長 当社　執行役員管理部長兼業務部長 当社　執行役員管理部長兼業務部長兼トレーディング部長 当社　執行役員管理部長 当社　経理財務部長（現任） （監査役候補者とした理由） 髙橋修氏は、管理部門の要職を歴任し、当社でも長年管理部門に携わっており、会計や財務の専門知識および経験を当社の監査に活かし、当社の監査機能の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を監査役候補者といたしました。	－株

（注）１．　監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．　髙橋修氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、会社法第 423 条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。

３．　候補者が所有する当社株式の数は、当期末（2023 年 3 月 31 日）現在の株式数を記載しております。

４．　当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填するものです。当該保険契約の保険期間は 2023 年 12 月 25 日までとなっておりますため、本議案において監査役候補者が選任された場合は、新たに当該保険契約の被保険者となる予定です。

以上

(別紙)

バーチャル出席のご案内

本総会は、株主総会当日に本総会専用のWebサイトから「Zoom」(注)を利用して、オンラインで出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権の行使ならびにご質問および動議の提出が可能な「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」でございます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、当日の総会会場へのご来場をお控えいただき、オンラインにてバーチャル出席をしていただきますよう、お願い申し上げます。

バーチャル出席をされる株主様におかれましては、以下の記載事項を必ずご一読ください。

(注)下記 「５．バーチャル出席いただくための注意事項」⑤をご参照ください。

１．配信日時

2023年６月27日(火曜日)午前10時から

※あらかじめアクセス・ログインしてお待ちください。

２．アクセス方法

バーチャル出席をされる株主様は、別途記載の接続先URL等から、本総会専用のバーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

３．議決権行使の方法および議決権行使書のお取り扱い

(1) 議案に対する議決権行使の方法

ア　バーチャル出席をされる株主様が議案に対して議決権を行使される方法は、上記「２．アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、採決の際、各議案の賛否および棄権の意思表示をご表明ください。

イ　バーチャル出席をされる株主様が、事前に議決権行使書を提出されず、かつ、バーチャル出席中に議決権を行使されなかった場合は、棄権の取り扱いとさせていただきます。

ウ　バーチャル出席をされる株主様が事前に議決権行使書を提出されている場合は、株主総会当日にバーチャル出席をした時点(上記「２．アクセス方法」に従ってアクセス・ログインした時点)ではその効力を維持するものとし、その後バーチャル出席をされた株主様が議決権を行使された場合には、当該議決権の行使が確認できた時点で、議決権行使書は撤回され、無効との取り扱いとさせていただきます。

事前に議決権行使書を提出された株主様がバーチャル出席をされる場合の具体的な議決権行使の取り扱いは、以下のとおりとさせていただきます。

① バーチャル出席をされる株主様が、事前に議決権行使書を提出され、かつ、株主総会の当日、採決にあたり、事前に議決権行使書に記載された賛否の意思表示とは異なる意思表示(議決権行使)をされる場合は、当社による集計の正確性を確保するため、採決時に、「Zoom」の「挙手」ボタンを押してください。議長が指名しましたら、事務局にてミュートを解除しますので、異なる意思表示をする旨をご発言いただき、お申し出ください。その場合には、当日の賛否の意思表示を最終的に有効な意思表示(議決権行使)として取り扱わせていただきます。なお、お申し出がないまま、事前

に議決権行使書に記載された賛否の意思表示とは異なる意思表示（議決権行使）をしたことを当社が確認した場合も、当該意思表示を最終的に有効な意思表示（議決権行使）として取り扱います。

② バーチャル出席をされる株主様が、事前に議決権行使書を提出され、かつ、株主総会の当日、採決時に特段のお申し出をされず、バーチャル出席中に議決権を行使されなかった場合（株主様の通信環境等を原因として、株主様が議決権行使等をできない場合や、当社において株主様の議決権の行使を確認できない場合を含みます。）は、議決権行使書に記載された議案に対する賛否の意思表示を最終的に有効な意思表示（議決権行使）として取り扱わせていただきます。

(2) 動議に対する議決権行使の方法

株主総会の当日、株主様から、議案に対する動議（修正動議）または株主総会の運営・議事進行に関する動議（手続的動議）が提出された場合、バーチャル出席をされる株主様の議決権行使の方法につきましては、別途、議長の指示に従ってください。

４．バーチャル出席をされる株主様のご発言（ご質問・動議の提出）の方法

株主総会の当日、質疑応答時において、バーチャル出席の株主様がご質問および動議の提出その他ご発言を希望される場合は、まず、「Zoom」の「挙手」ボタンを押してください。議長が指名しましたら、事務局にてミュートを解除しますので、その後ご発言いただけます。

※質疑応答時以外の時間でのご発言は、ご対応いたしかねます。

※株主総会の進行上の都合により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。

５．バーチャル出席いただくための注意事項

① バーチャル出席につきましては、代理人による出席は、お受けいたしません。

② バーチャル出席をしていただくためには、インターネット（パソコン・スマートフォン）をご利用いただく必要がございます。なお、フィーチャーフォン（ガラケー）からのバーチャル出席はできません。バーチャル出席に必要となる通信機器類および一切の費用については、株主様のご負担となります。

また、バーチャル出席される場合は、以下の環境を整えていただくことを推奨いたします。

・OS：Windows、macOS 等　※いずれも最新版

・ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等　※いずれも最新版

③ バーチャル出席をされるにあたり、出席場所および通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権行使等をできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

④ 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、一時断絶等の通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主様がバーチャル出席できないことやバーチャル出席された株主様が議決権行使等をできないことがございますので、あらかじめご了承ください。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関し

ては一切の責任を負いかねます。

⑤ バーチャル出席をしていただくには、別途最新の「Zoom」アプリが必須となります。
「Zoom」は、当社ではなくZoom Video Communications, Inc.が提供するサービスです。
「Zoom」をご利用になるにあたっては、別途同社が定めるZoomサービス規約が適用されます。バーチャル出席にあたり「Zoom」の不具合等により株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権行使等をできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

⑥ バーチャル出席をされる株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。

⑦ 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただく場合がございます。

⑧ システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ホームページ（https://www.rheos.jp/）もしくはメール等においてお知らせいたします。

⑨ 本総会の模様を録画、録音、上映もしくは公開し、または本総会の映像・音声のデータもしくはバーチャル出席のログイン方法を転載、複製もしくは第三者に提供することは、固く禁じさせていただきます。

＜バーチャル出席一般に関するお問合せ＞
レオス・キャピタルワークス株式会社　総務部
電話番号：03-6311-6797
受付：午前９時～午後５時（土日休日を除きます。）

以上